

治水政策における県・市町村の関係 と住民の役割に関する研究 —滋賀県の流域治水条例を事例として—

田中 元¹・秋田 典子²

¹学生会員 千葉大学 (〒271-8510 松戸市松戸648, E-mail:tachugen@chiba-u.jp)

²正会員 博士(工学) 千葉大学大学院園芸学研究科 准教授
(〒271-8510 松戸市松戸648, E-mail: noriko@faculty.chiba-u.jp)

気候変動は集中豪雨等の水害リスクを依然として高めている。本論文では、全国で初めて浸水実績ではなく数値解析による災害危険区域の指定を行なっている滋賀県を対象地として、治水政策で広域自治体・基礎自治体・住民がそれぞれどのような役割を果たし、また、各主体間での合意形成がどのようなプロセスを経て形成されるのか分析し、治水政策における合意形成のための基礎的知見について考察した。研究の結果、治水政策の実施において、異なる主体同士が相互に政策内容に対する意向のずれ違いが生じていることが明らかとなった。

キーワード: 流域治水, 滋賀県, 浸水警戒区域, 合意形成

1. 基本的事項

(1) 研究の背景と目的

地球温暖化が引き起こす気候変動は、強大化する台風や集中豪雨等の水害リスクを依然として高めている。国連気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第五次評価報告書では、21世紀末までに世界平均気温が更に0.3～4.8℃上昇し、気候変動の特徴の大部分は持続する可能性があると報告がされている¹⁾。この影響は日本においても「令和元年台風19号」や「令和元年九州北部豪雨」として甚大な被害をもたらした。

戦後の高度成長期の都市への人口集中によって日本の都市は拡大し、沖積地や以前は河川敷であった場所など水害リスクの高い地域にも建築が行われてきた。しかし、増大する災害外力の抑制は難しいことから、近年、国は想定外規模の災害に対して水害リスクの軽減を目標として、ハードとソフトを組み合わせた対策や流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換を示している²⁾。流域政策の実現のためには、都道府県では治水施設の整備の促進や水害に強い土地利用計画の策定、災害情報の提供との連携等の広い枠組みでの総合的な対策、市町村では水防計画や地域防災計画の策定、住民との連携等の地域の特性に応じた柔軟な対策など、各主体の役割に応じた対応が必要であると考えられる。このような中で、建築基準法第39条の規定に基づく災害危険区域の指定は、

災害リスクの高い場所への新たな建築の阻止や、既存の建築物の被害を軽減することが期待できる。しかし、既往研究では、土地利用一体型水防災事業や激甚災害対策特別緊急事業等の実被害を受けた地域に適用される場合がほとんどであり、事前に防げる被害を回避する役割は果たしていないことが指摘されている³⁾。

これに対し、滋賀県は上記のような事業を前提としない独自の制度を導入している。この滋賀県の制度を事例とする研究は多く、瀧は、政策の策定から災害危険区域の指定に至る過程を調査し、合意に至った要因として数値解析によるリスク計量や避難行動と関連づけたリスクコミュニケーションや専門家・学識者の関与、行政と住民の信頼関係が重要であると指摘している⁴⁾。また、井坂は、自治体間・行政部門間の円滑な連携を実現させるためには、政策領域の選好の乖離を少なくすること、制裁措置など世論の反発を受けない内容・範囲で流域市町と情報共有を行うなどガバナンスルールの操作の重要性を指摘した⁵⁾。大原らは、滋賀県内で実施されている避難体制づくりや安全な住まい方への転換に向けた地域活動の推進方策に対する住民の意識構造等を分析し、上記の施策が行われている地域において、浸水リスクの認知の向上や条例に基づく施策の認知度の向上が見られることを指摘している⁶⁾。

このように、滋賀県の治水政策における県と市町村の関係を政治的・制度的な面から分析した研究や、住民の

水害に対する地域活動やその支援の重要性を指摘した研究はあるが、治水政策の策定過程において鍵となる広域自治体と基礎自治体、地域住民との合意形成のプロセスを明らかにしたものは見られない。特に、建築規制は強い権利制限になるため、住民との合意形成は容易ではないと考えられる。そこで本研究では、治水政策の推進において、広域自治体と基礎自治体、そして住民の間での合意がどのようなプロセスを経て形成されるのか、また各主体がどのような役割を果たしているのかを調査し、治水政策における合意形成のための基礎的知見について考察することを目的とする。

2. 研究の対象と方法

(1) 研究の対象

本研究では、分析対象として滋賀県流域治水の推進に関する条例(以下、流域治水条例)を選定する。滋賀県は、2014年3月に全国で初めて浸水実績ではなく数値解析による浸水想定に基づき、災害危険区域を指定する条例を制定した。流域治水条例について瀧は、水害対策の先進的な取り組みの一つとして期待を示しているが⁴⁾、当初2018年末までに50地区を目標としていた区域指定は住民との合意形成が難航し、2020年8月時点でわずから地区の指定に留まっている⁷⁾。そこで本研究では、流域治水政策に基づき2020年8月までに災害危険区域が指定された米原市村居田地区、甲賀市旧信楽町黄瀬地区、東近江市きぬがさ町城東・中洲・中央地区と、災害危険区域の指定が検討されていた高島市朽木野尻地区と長浜市虎姫地区を対象とした。

滋賀県の水害の特性として、「野洲川、安曇川の2河川を除く県内に流れる河川は短く急峻であり、洪水が起こりやすい⁸⁾」と県は分析している。一方で滋賀県の水害被害額は、全国の中で最も少ない(表-1)⁹⁾。このような実際の水害経験の乏しさは、水害経験者の減少や住民の防災意識の低下に繋がっている可能性がある。滋賀県によるアンケート調査では、地域防災力の低下が明らかになっている¹⁰⁾¹¹⁾。また、今後の少子高齢化や自主防災組織のサラリーマン団員の増加等による地域防災力の低下も懸念されている¹²⁾。

(2) 研究の方法

2020年3月から8月に、流域治水検討委員会(行政部会・住民会議・学識者会議)等の会議資料や議事録、住民の要望書や市町への意見参照への回答に関する資料等の文献調査を行った。対象とする流域治水委員会の期間は、滋賀県で治水政策の策定を行っていた2007年8月

表-1 2006～2016年 都道府県別 水害被害額⁹⁾

被害額【百万円】			
都道府県	被害額合計	都道府県	被害額合計
全国	6,133,232	高知県	101,997
兵庫県	386,364	東京都	99,136
和歌山県	383,955	栃木県	96,684
新潟県	333,412	大阪府	94,744
北海道	306,008	宮崎県	93,864
岩手県	292,152	奈良県	84,468
鹿児島県	264,207	山形県	83,106
福岡県	251,167	千葉県	71,235
熊本県	222,178	徳島県	71,065
三重県	201,417	青森県	67,944
長野県	198,163	石川県	65,948
茨城県	194,305	富山県	58,381
福島県	192,830	埼玉県	51,945
京都府	166,803	群馬県	46,944
山口県	162,941	長崎県	43,743
愛知県	154,851	鳥取県	41,398
岐阜県	149,204	愛媛県	40,004
広島県	145,433	佐賀県	37,758
島根県	136,883	福井県	37,280
宮城県	133,754	山梨県	27,629
大分県	118,313	神奈川県	26,861
秋田県	117,215	沖縄県	19,449
静岡県	110,836	香川県	14,410
岡山県	110,615	滋賀県	2,411

から2011年5月である。2020年8月に、滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室へ電話によるヒアリング調査を行なった。これらの調査結果を踏まえて、治水政策策定における県・市町・住民の関係図を作成し、それぞれの役割を把握するとともに、各主体の意向を分析した。

3. 滋賀県の治水政策の概要

(1) 流域治水基本方針

2006年7月に滋賀県知事に就任した嘉田由紀子元知事は、2007年12月に滋賀県基本構想を策定した。その中で、流域治水や環境政策に対する政策である「流域治水政策事業」を定めた¹³⁾。この施策に基づき、2006年9月には流域治水政策の調査・企画等を行うことを目的とした流域治水政策室が、2007年7月には流域治水検討委員会が設置された。流域治水検討委員会では、国・県・市町・住民間で政策の検討が行われ、2012年2月「滋賀県流域治水基本方針-水害から命を守る総合的な治水を目指して-」(以下、流域治水基本方針)が策定された。ハード施設では、増大する水害リスクによる被害を防ぐことが

困難であること、ハード施設整備までの間に、地域の住民が水害リスクに晒されて続けることを懸念したことから策定に至った。これらの課題は、現在、国が指摘している課題と同じであり、滋賀県は国に先んじてこれらの課題に対応しようとしており、そこから得られる知見には有用性があると考えられる。

(2)重点地区

滋賀県は、2014年3月に独自に作成した浸水想定図である「地先の安全度マップ」を公表し、流域治水基本方針の実効性を持たせるための条例として流域治水条例を制定した。なお、流域治水条例の制定に深くかかわった嘉田知事は、地先の安全度マップ公開直後の2014年5月に2期の任期を終え退任している。このマップは、従来の浸水想定と異なり、①農業用排水路や下水道など計算の対象となる水路が多い、②10年、100年、200年確率のシミュレーションを解析条件としており、滋賀県の各地点の河川氾濫と内水の浸水被害を詳細に予測することができる⁴⁾¹⁴⁾¹⁵⁾。このため、地先の安全度マップの公開以前に浸水経験のない地域であっても、水害リスクが危惧されるケースや、従来よりも高い水害リスクが示されるケースが出現する。

流域治水条例第13条では、知事は、建築基準法の第39条の委任を受けて、建築規制を行う浸水警戒区域を指定できることを定めている。当該区域は、災害危険区域ではなく浸水警戒区域という名称が使用され、200年確率

の降雨により、県民の生命または身体に著しい被害を生ずるおそれがある区域で、一定の建築物の建築の制限をすべきものとされている¹⁶⁾。500年、1000年確率の降

表-2 重点地区(2015年時点)

圏域	市長名	地区数
琵琶湖湖南	大津市	6
甲賀	甲賀市	8
東近江	近江八幡市	2
	東近江市	2
	竜王町	2
湖北	米原市	2
	長浜市	25
高島	高島市	3

雨は、最大浸水深の分布に大きな差がない。よって、流域治水基本方針の目的の一つである「人命が失われることを避ける」ため、予測される被害が最大となる、200年確率の降雨の想定を浸水警戒区域の指定基準とした¹⁴⁾。建築規制の対象は、住宅・福祉施設・特別支援学校および幼稚園・病院、診療所および助産所である。流域治水条例の制定時には、浸水警戒区域の候補地として、主に、200年確率で想定推定浸水深が約3mを超える地区に該当するエリアとして50地区が重点地区として抽出され、2018年末までに指定することが目指された⁷⁾(表-2)。滋賀県全域を対象に定めた浸水警戒区域の一律の基準は、小規模集落や市街地を含むといった、各地域の特性が加味されていないため、市町や住民の想定よりも多くの地区が候補地となったと推察される。

浸水警戒区域内で建築規制の要件を満たさない建築物の増改築や建築物の新築を行う場合は、嵩上げ事業を実施する必要がある。その際、建築主の嵩上げ事業費を県

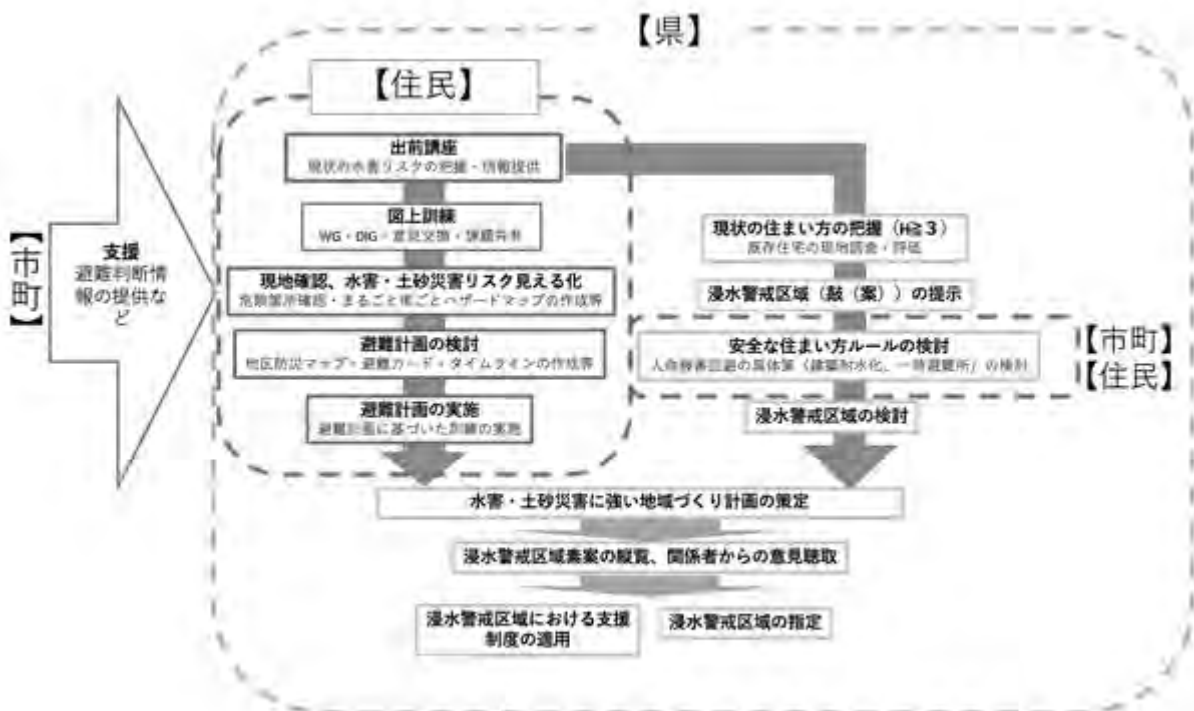


図-1 浸水警戒区域の指定のフロー⁷⁾

と市町がそれぞれ1/4(補助上限額400万円)ずつ支援する「宅地嵩上げ浸水対策促進事業」も流域治水条例制定後、2017年に施行された¹⁷⁾。

(3) 浸水警戒区域の指定過程と事業主体

浸水警戒区域の基本的な指定過程を図-1に示す。浸水警戒区域指定の候補地では、まず、県が地域住民に出前講座を開催し、当該地域の水害リスクや流域治水の考え方などの説明を行う。これらについて住民の理解が得られた上で、「そなえる」対策として、県および市町村が主導し、住民とともに豪雨による避難を想定したルートや手段などに関して意見交換や課題共有を行う図上訓練や、現地確認、避難計画の検討を行う。同時に「とどめる対策」として、県が主体となって、浸水警戒区域の検討を行う。ここで、市町村は県と住民の仲介役となることに加え、避難所の指定・開設、避難判断基準の提供など住民が「そなえる対策」の事業を行うための支援を行う役割を担う。「そなえる」対策は避難計画などのソフト対策であるのに対し、「とどめる」対策は土地利用規制をゴールとしている点で、2つの対策は大きく異なっている。

4. 治水政策における県と市町村、住民の関係

(1) 県と市町村、住民の関係

流域治水基本方針や流域治水条例の策定・制定過程において、県と市町村が対立し、検討の開始から2年後の

2008年には、検討委員会から脱退する市が出るなどの問題が生じていた¹⁸⁾。そこで、県・市町・住民でどのような意向の違があったのか、浸水警戒区域の指定状況や、流域治水基本方針と流域治水基本条例の策定・制定過程の会議資料や議事録などにに基づき、図-2に各主体の意向を整理した。

a) 県の意向

滋賀県は治水政策の転換において、以下の意向を示している。

① ハードとソフトを組み合わせた対策への転換

ハード施設の整備の長期化や維持管理費の不足による脆弱性の増大を、ソフト対策によって補完する。

② 建築規制による住民のリスク回避

水害リスクが非常に高い流域の地域で、ハード整備やハザードマップを用いた図上訓練等による地域防災力の向上に加え、建築規制による被害の軽減を図る。建築規制が治水政策の一つに挙げられた理由として、のちに流域治水基本方針で掲げられている人命喪失の防止と円滑な生活再建を実現できると考えたためである。

③ 地域防災力の向上

地域防災力の向上を図るために、ソフト対策の支援・促進を目指した。市町村に対しては、浸水警戒区域検討過程における補助に加え、避難所の耐水化、避難判断基準の住民の提供、自主防災組織の支援などを求めた。住民に対して、防災・減災活動の支援・促進による地域防災力の向上を求めた。

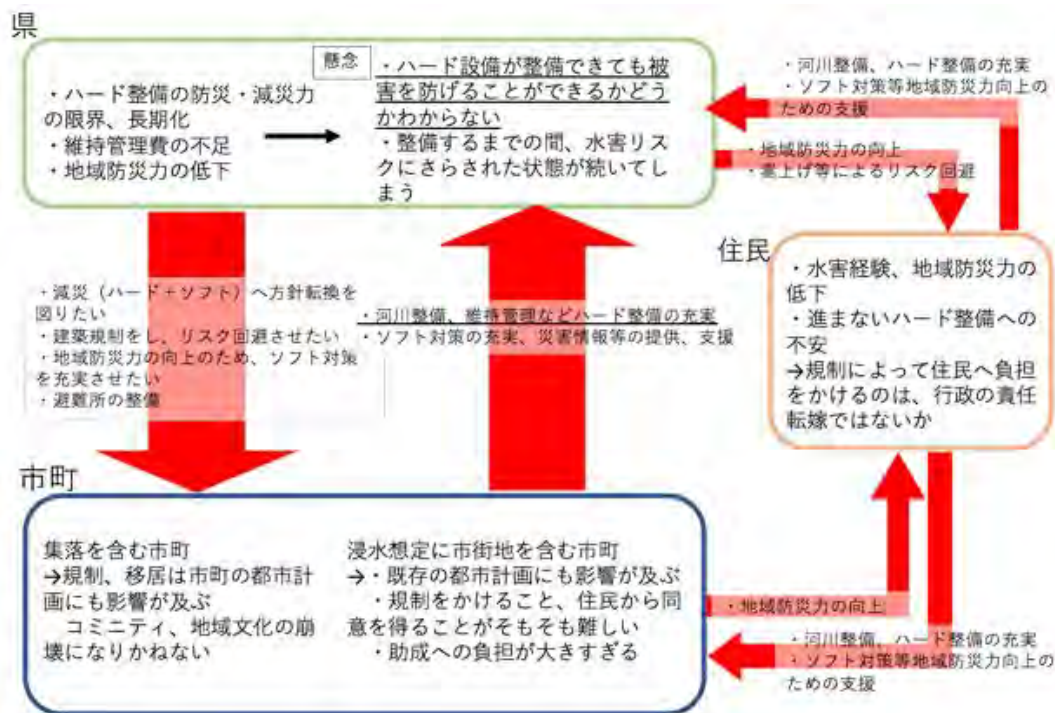


図-2 滋賀県の治水政策の転換における県・市町・住民の関係

b)市町の県に対する意向

県の意向に対して、市町は災害情報の提供等のソフト対策を充実させるための支援や、河川整備・維持・管理等の従来の治水対策であるハード施設も引き続き県へ求めている。浸水警戒区域の指定に際しては、滋賀県全域を対象とした一律の基準ではなく、市町村が地域の実情に合わせた柔軟な対応ができる補助金制度や浸水リスクの周知、自主防災組織の育成・援助、避難所の耐水化といった防災・減災対策を提案した地域づくりの支援を主軸とする政策にするよう要望した。例えば、浸水警戒区域の指定に関して米原市など小規模な集落を持つ市町では、建築規制や移居による地域コミュニティや文化の崩壊につながりかねないという指摘があった¹⁹⁾。さらに、浸水警戒区域の候補地に市街地が含まれる市では、県の政策が既存の都市計画に影響が及ぶことや嵩上げへの助成の負担が大きくなることを懸念した。

c)県と市町に対する住民の意向

水害経験者の減少や地域防災力の低下は住民間でも課題であることが認識されており、これは流域治水基本方針の検討過程で県や市町との共有が行われていた²⁰⁾。一方で、ハード施設の整備が進まないことから、水害に対する不安や行政に対する不満が生じ、住民に負担を求めることは行政の責任転嫁ではないかという意見が、流域治水条例の検討会の住民部会や住民説明会にて、県・市町に対して提出されていた²¹⁾。

以上のことから、治水政策の検討過程において、ソフト対策の充実には県、市町村、住民が共通して課題と認識していることが明らかとなった。一方で、住民は、建築規制により住民だけに負担がかかることを懸念し、河川整備等のハード施設の早急な整備を優先事項とすることを県・市町村に求めていた。

(2)浸水警戒区域が指定された地区

2014年3月条例制定から2018年8月時点までに浸水警戒区域に指定された地域は5地区報告されている。以下の地区について、滋賀県の水害に強い地域づくりの取り組み状況の報告書の文献調査や、滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室に対するヒアリング調査を行い、そのプロセスを分析する。

a)米原市村居田地区(2017年6月16日指定)

浸水警戒区域を滋賀県が初めて指定したモデル地区である。本地区では、2007年から特に水害リスクが高い地区であることから優先的に滋賀県、米原市等による地域防災力の向上を目的としたWGや避難計画の策定等の事業が行われてきた地域であり⁴⁾、住民・市町ともに水防活動について意欲的な地域である。浸水警戒区域の指定後もWGや避難計画に基づいた訓練などが行われている。

b)甲賀市旧信楽町黄瀬地区(2018年11月26日指定)

当初予定されていた範囲の一部の指定であるが、住民との合意形成がなされモデル地区として浸水警戒区域に指定された地区である。滋賀県は、浸水警戒区域の検討過程では、WGや避難計画の策定など「そなえる」対策に関する事業を年数回以上行なっていたことから、市町と住民が事業に対して積極的であり、滋賀県とのリスクコミュニケーションが円滑になされていたことが考えられる²²⁾。

c)東近江市きぬがさ町城東・中洲・中央地区(2020年8月21日指定)

2つのモデル地区に次いで指定されたきぬがさ町では、村井田地区や黄瀬地区と比較して県担当者と市担当者によって地域防災力向上のための説明会やWG等が1年に2、

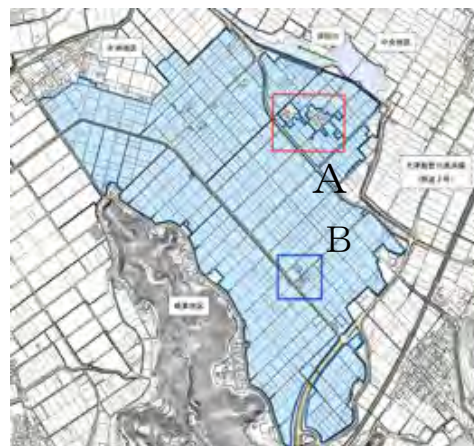


図-3 東近江市きぬがさ町浸水警戒区域



図-4 A地点拡大図

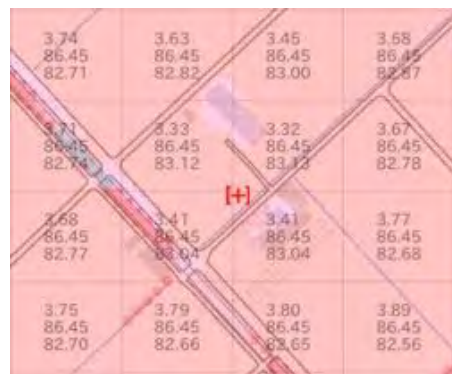


図-5 B地点拡大図

3回ほどであったにも関わらず、住民との合意形成がなされてきた²⁰⁾。この地区では、住宅は少なく、農用地を含む範囲が浸水警戒区域に指定されているが、まとまった住宅を含む地域は除くように指定されている²⁰⁾(図-3)。このような指定範囲になった理由として、浸水警戒区域の候補地となるのは200年確率で浸水深が3mを超えるエリアであるのに対し、きぬがさ町の住宅地A地点では一番低い想定推定深は2.83mであるのに対し、近隣で浸水想定区域内に位置する住宅地B地点で一番低い想定推定深は3.29mである。このような30cmの違いであっても、想定推定深が3m以上になる場合には浸水警戒区域の候補地となる。この場合、B地点の浸水警戒区域内の土地所有者や建築主に建築制限や都市計画法による開発制限が加えられることに対し、浸水警戒区域区域外となるA地点では、これらの制限がない。このように、あくまで滋賀県が独自の数値解析による詳細なリスク予想は、同じ地区の住民間で私権の制限の有無が生じる場合があり、浸水警戒区域の指定に難航する一因である。

(3)浸水警戒区域の指定が難航している地区

現在浸水警戒区域の指定まで至った地区は上記の5地区のみである。未指定の45地区については、住民との合意が得られず、指定に難航しているケースが多く見られる。以下の項では、未指定の事例として、高島市朽木野尻地区と長浜市を取り上げる。

a)高島市朽木野尻地区

朽木野尻地区は、200年確率の想定浸水深が5mを超える区域があり、その中に住宅も含まれている非常に浸水被害が大きくなると予測された地域である。流域治水条例の制定から米原市村居田地区と共に浸水警戒区域の指定が検討されていた。水害に強い地域づくり計画も策定され、指定範囲の縦覧まで行われた。しかし、その後の地区総会により、浸水警戒区域の指定は受け入れられないとの結論が出され、県は「指定の賛否により地域が分断される」との理由により指定を取り下げた¹⁸⁾、現在は、1年に1回程度、県が自治会への合意に向けた話し合いが行われている。

b)長浜市

重点地区の50区のうち25地区が長浜市内に位置している。長浜市には、高時川と琵琶湖に流入する淀川水系の一级河川である姉川の合流地点があり、河川氾濫による水害リスクの高い地域が多いため、浸水警戒区域の候補地が多くなったと考えられる。第4章(2)で取り上げた地区と違い、候補地内に多くの住宅を含んでいた。そのため、流域治水基本方針や流域治水条例の策定・制定時には建築規制に関して反対の姿勢を強く示していた。2020年8月時点においても、県による出前講座やWGなど水害

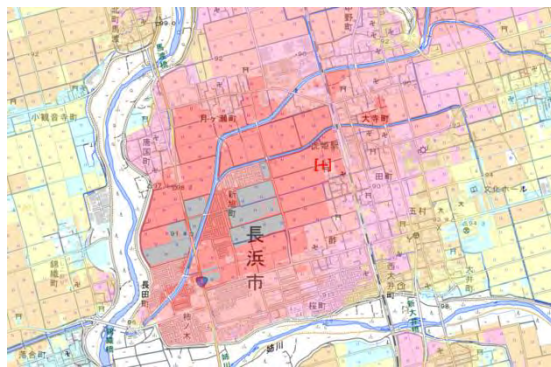


図-6 長浜市虎姫地区 200年確率の地先の安全度マップ

未だ浸水警戒区域の区域指定が行われた地区はない。また、「河川整備が進まない限り、出前講座は受けられない」とし、ソフト対策に着手できない地区があることが報告もある²⁰⁾。一方で、出前講座など「そなえる対策」の事業も始めた地区においても、県や住民による取り組みは1年に2~4回程度であり、モデル地区ほどの住民や市町の積極的な活動は報告されていない²⁰⁾。

5. まとめ・考察

本研究では、滋賀県の治水政策の転換における県・市町・住民の意向について、文献調査から関係図で明確にし、意向のずれ違いが生じていることが明らかとなった。各主体の共通の意向は、ソフト対策の支援・充実による域防災力の向上であった。市町と住民の県に対する共通の意向は、従来の治水政策である河川整備を進めることであった。県の意向は、市町に対して治水政策への転換に伴う既存の都市計画等の調整や建築規制制度の導入、避難所の開設や指定、住民の水防活動の促進であり、住民に対する意向は地域防災力の向上と、建築規制やそれに伴う嵩上げ事業への理解・参加によるリスク回避であった。しかし、これらの意向のずれ違いが浸水警戒区域の合意形成が難航する要因の一つになっていると考えられる。

滋賀県の流域治水条例に基づく浸水警戒区域の指定では、関係する主体の中でも、県が中心となって取り組みが行われるものである。これは流域圏という広域を対象とした水害対策であるため、広域自治体が主体とならざるを得ない。しかし、その結果、基礎自治体の関与が曖昧になり、事業自体がトップダウンの傾向が強くなる。ところが、滋賀県のようにその基準を厳密にしようとするほど、集落内や隣接する敷地などで警戒区域内外が分かれてしまうため、地元の自治体によるきめ細かな調整が不可欠となる。こうした矛盾が、警戒区域の指定プロセスにおいて顕著に表れていると考えられる。

謝辞：本研究は JSPS 科研費 19H02308 の助成を受けたものです。

参考文献

- 1) IPCC：IPCC 第5次評価報告書, 2013年
- 2) 社会資本整備審議会：社旗資本整備会, 気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～答申, 2020年
- 3) 齋藤晋佑, 姥浦道生：水害リスクコントロールの実態と土地利用規制を通じた課題に関する研究-建築基準法39条による規制に着目して-, 都市計画論文集, 47巻, 3号, p445-450, 2012年
- 4) 瀧健太郎：リスクベースの氾濫原管理の社会実装に関する研究-滋賀県における建築規制区域の指定を事例として-, 日本リスク研究学会誌, 28巻, 1号, p31-39, 2018年
- 5) 井坂暢也：流域治水対策とその進展を阻害する政治的・制度的要因の検討 -滋賀県の事例より-, 公共政策研究, 10巻, p104-115, 2010年
- 6) 大原 美保, 澤野 久弥, 馬場 美智子, 中村 仁：水害に強い地域づくりへの参加意向 に関する調査分析-水害リスクを踏まえた住まい方への転換に向けて-, 自然災害科学, 36巻, 特別号, p91-107, 2017年
- 7) 滋賀県：第1回滋賀県流域治水審議会 資料5 水害に強い地域づくりについて 前半, 2015年
- 8) 滋賀県：滋賀県流域治水基本方針-水害から命を守る総合的な治水を目指して-, 2012
- 9) 国土交通省：水害統計, 2006～2016年
- 10) 滋賀県：滋賀県流域治水検討委員会(第2回行政部会) 資料2-1 治水政策の現状と課題, 2008年
- 11) 滋賀県：第2回滋賀県流域治水検討委員会(第2回住民会議) 資料3 地域防災力アンケートの結果, 2008年
- 12) 滋賀県：平成20年消防防災年報, 2008年
- 13) 滋賀県：滋賀県基本構想, 2007年
- 14) 瀧健太郎・松田哲裕・鶴飼絵美・藤井悟・景山健彦・江頭進治：中小河川群の氾濫域における超過洪水を考慮した減災対策の評価方法に関する研究, 河川技術論文集, 第15巻, p49-54, 2009年
- 15) 滋賀県：滋賀県流域治水の推進に関する条例(平成26年条例第55号)の解説, 2014年
- 16) 滋賀県：滋賀県流域治水の推進に関する条例, 滋賀県条例第55号, 2014年
- 17) 滋賀県：水害に強い安全安心なまちづくり推進事業費補助金交付要綱, 2019年
- 18) 滋賀県：第3回流域治水検討委員会(行政部会)議事録, 2010年
- 19) 滋賀県：(仮称)滋賀県流域治水の推進に関する条例要綱案」にかかる説明会 資料3-3「条例骨子案・支援制度案」に対する各市町意見と県の考え方について, 2013年
- 20) 滋賀県：第1回流域治水検討委員会(住民会議) 議事録, 2008年
- 21) 流域治水条例浸水危険区域想定住民会議：要望書, 2014年
- 22) 滋賀県：第6回甲賀圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会 資料2-1 これまでの取り組み経緯, 2018年
- 23) 滋賀県：第10回東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会 資料1-3 東近江市きぬがさ3地区における浸水警戒区域の指定に向けた取組状況, 2020年
- 24) 滋賀県：滋賀県防災情報マップ, https://shiga-bousai.jp/dmap/map/index?l=M_r_k_risk_map&z=&lon=&lat= (最終閲覧日：8月31日19時00分)
- 25) 滋賀県：第12回湖北圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会 資料1-1 各機関の取り組み